

○「設楽町起業チャレンジ支援事業補助金制度」の概要

1. 趣旨

・平成27年度に策定した「設楽町総合戦略」の基本目標「設楽町で働きたい方の希望を実現する」に基づき、起業を志す方を支援し、産業振興による定住の促進をめざします。

2. 補助金の名称

設楽町起業チャレンジ支援事業補助金

3. 予算の規模（平成29年度当初）

500万円

※一人当たりの限度額 100万円×年間5件を想定しています。

4. 補助の対象となる条件

次の全ての条件を満たす必要があります。

- (1) 町内での起業をめざしている方、もしくは町内で起業して3年に満たない方。（団体・中小企業含）
- (2) 個人の場合は町内に住所を有すること（予定含）、団体・企業の場合は町内に事業所を有すること。
- (3) 補助金の交付を受けた後、5年以上継続して町内に居住し、事業を行うこと。
- (4) 特定創業支援事業による支援を受けること。
※特定創業支援事業とは、起業をめざす人への支援を強化するため、新城市、設楽町、東栄町、豊根村が商工会、金融機関等と共同で策定した計画に基づいて行う継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身に付く事業のことです。
- (5) 設楽町内の商工会の会員又は起業に伴い会員となる予定があり、継続的に商工会等の支援機関の指導を受けること。
- (6) 補助金の交付を受けた後、設楽町又は設楽町内の商工会に対して、5年間継続して収支決算書が報告できること。
- (7) 納期が到来している町税等の滞納が無いこと。
- (8) 起業に必要な許可及び資格を取得している（予定含）こと。

5. 補助金の対象となる事業

※いずれも満たす必要があります。

- (1) 町内に事業所を置き、「設楽町起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱」の別表1に該当する事業
- (2) 地域課題の解決を図り、なおかつ地域の活性化が見込まれる事業

6. 補助金の対象となる経費

「設楽町起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱」の別表2をご覧ください。

7. 補助金額

補助対象経費（消費税除）の3分の2以内とし、100万円を限度とします。

8. 申請するときに必要な書類

※（1）～（3）は補助金を申請される方によって異なります。詳しくは「設楽町起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱」をご覧ください。

- （1）住民票等町内に住所を有していることが証明できる書類
- （2）営業証明等町内に事業所の所在していることが証明できる書類
- （3）登記簿等事業を開始した時期が証明できる書類
- （4）事業計画書、収支予算書、見積書等事業内容を説明（証明）できる書類
- （5）特定創業支援事業を受けた証明書の写し
- （6）税金等を滞納していないことが証明できる書類
- （7）起業に必要な許可及び資格を取得していることが証明できる書類

9. 補助金を請求するときに必要な書類

- （1）報告書や収支決算書等起業した内容が説明（証明）できる書類
- （2）領収書等収支決算の証明に必要な書類
- （3）登記簿等起業が証明できる書類
- （4）設楽町内の商工会への加入申込書の写し

10. その他

補助金を使って始められた事業の内容を広報などで紹介、説明していただく場合がございます。

11. お問い合わせ

設楽町役場産業課商工観光担当

電話 0536-62-0527

FAX 0536-62-1332

メール sangyo@town.shitara.lg.jp